

三重県業務委託共通仕様書 令和元年11月一部改正

◆測量業務共通仕様書	P 1～P 5
◆用地調査等共通仕様書	P 6～P13
◆地質・土質調査業務共通仕様書	P14～P17
◆設計業務等共通仕様書	P18～P29
◆三重県測量・設計業務委託に係る資格者認定基準	P30～P32

三重県

(R1)

改 正	現 行	備 考
測量業務共通仕様書	測量業務共通仕様書	

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 11 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。<u>なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。</u></p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に業務実績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第 11 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、<u>は発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>実態に合わせ記載内容の見直し。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 14 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。<u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>	<p>第 14 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>貸与資料は、業務着手時に貸与する旨追記。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 29 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>速記録の作成</u>、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、<u>測量機器等の賃借</u>、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第 29 条 再委託</p> <p>2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>「軽微な部分」に示す項目の追加</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
第2編 港湾・漁港編	第2編 港湾・漁港編	
<p>第2条 用語の定義</p> <p>1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 <u>31</u>年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 <u>29</u>年3月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。</p>	<p>港湾局仕様書の年版更新</p>

改 正	現 行	備 考
用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書	

改 正	現 行	備 考
<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 (業務計画の策定等)</p> <p>第8条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書(様式第5号の1)を策定し、契約締結後14日(休日等を含む)以内に監督員に提出するものとする。</p> <p>5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。<u>なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。</u></p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時</u>に業務実績情報として<u>作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時</u>に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く)以内に、<u>訂正時は適宜</u>、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 (業務計画の策定等)</p> <p>第8条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書(様式第5号の1)を策定し、契約締結後14日(休日等を含む)以内に監督員に提出するものとする。</p> <p>5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し</u>、受注時は契約締結後15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く)以内に、<u>書面により監督員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、<u>受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く)以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>実態に合わせ記載内容の見直し。</p>

改 正	現 行	備 考
<p>第9章 予備調査 (予備調査)</p> <p>第101条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第102条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 所在地、名称及び代表者名 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 四 財務状況 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先） 六 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの） 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第103条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状 二 用途地域等の公法上の規制 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態） 四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等 (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査 (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量 (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影 <p>(建物調査)</p> <p>第104条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第60条から第62条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。 	<p>第9章 予備調査 (予備調査)</p> <p>第101条 予備調査とは、大規模工場等の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p>第102条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、<u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>名称、所在地及び代表者名</u> 二 <u>業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</u> 三 <u>所有者又は占有者の組織</u> 四 <u>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u> 五 <u>財務状況</u> 六 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u> 七 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</u> 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第103条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状 二 用途地域等の公法上の規制 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態） 四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等 (2) 駐車場の位置及び収容可能台数 (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量 (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積 五 前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影 <p>(建物調査)</p> <p>第104条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第60条から第62条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。 	<p>「第9章 予備調査」の構成・表現の修正・追加</p>

改 正	現 行	備 考
<p>(機械設備等調査)</p> <p>第105条 予備調査に係る<u>機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）</u>の調査は、<u>第102条及び第103条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第86条から第88条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</u></p> <p>(配置図)</p> <p>第107条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第103条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備、<u>生産設備及び附帯工作物</u>、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1 <u>とする。</u></p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第109条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第102条から第105条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>の変更計画</p> <p>二 建物 <u>（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）</u>、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）</p> <p><u>2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</u></p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第31号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）</p>	<p>(機械設備等調査)</p> <p>第105条 予備調査に係る<u>機械設備、生産設備及び附帯工作物</u>の調査は、前条に準じて行うものとする。</p> <p>2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>(配置図)</p> <p>第107条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第103条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>一 建物、屋外の主たる機械設備<u>及び生産設備</u>、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</p> <p>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1</p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第109条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第102条から第105条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>二 建物、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）</p> <p>2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は第108条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第31号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第10章 移転工法案の検討 (移転工法案の検討)</p> <p>第111条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の<u>取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。</u></p> <p>(企業の内容等の調査)</p> <p>第112条 大規模工場等の企業内容等の調査は、<u>移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第106条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 所在地、<u>名称</u>及び代表者名 二 業種及び製造、加工又は販売等の<u>主な</u>品目 三 所有者又は占有者の組織<u>及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u> 四 <u>財務状況</u> 五 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)</u> 六 <u>製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</u> 七 <u>移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容</u> 八 その他移転工法案の検討に必要と<u>認められる</u>事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第113条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、<u>移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として</u>次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第103条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状 二 用途地域等の公法上の規制 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態) 四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等 (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、<u>近隣の自動車保管場所の調査</u> (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量 (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積 五 <u>次のいずれかにおける建物等の配置との関係</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>前条第六号の製品等の製品(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</u> (2) <u>第102条第六号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</u> (3) <u>第93条第二号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u> 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影 	<p>第10章 移転工法案の検討 (移転工法案の検討)</p> <p>第111条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の<u>一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。</u></p> <p>(企業の内容等の調査)</p> <p>第112条 大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第106条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>名称、所在地及び代表者名</u> 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目 三 所有者又は占有者の組織 四 <u>他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</u> 五 <u>財務状況</u> 六 <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)</u> 七 <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)</u> 八 その他移転工法案の検討に必要と<u>認める</u>事項 <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第113条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第103条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状 二 用途地域等の公法上の規制 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態) 四 敷地内の使用状況等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等 (2) 駐車場の位置及び収容可能台数 (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量 (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積 五 <u>前条第七号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係</u> 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影 	<p>「第10章 移転工法案の検討」の構成・表現の修正・追加</p>

改 正	現 行	備 考
<p><u>(配置図)</u> <u>第114条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第113条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</u></p> <p><u>一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</u></p> <p><u>二 製品等の製造、加工又は販売等の工程</u></p> <p><u>三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。</u></p> <p>(移転工法案の作成) 第115条 大規模工場等の移転工法案は、第58条から第66条まで、第68条、第112条及び第113条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 <u>製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</u>の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）</p> <p>2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第31号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）</p>	<p style="text-align: center;">【新規】</p> <p>(移転工法案の作成) 第115条 大規模工場等の移転工法案は、第58条から第66条まで、第68条、第112条及び第113条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で、2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画</p> <p>二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画</p> <p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p> <p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p> <p>五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）</p> <p>六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第36号の2）</p> <p>七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第36号の3）</p> <p>2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表（様式第31号の1、第31号の2）</p> <p>二 面積比較表（様式第31号の3）</p> <p>三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第31号の4）</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第13章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書の作成)</p> <p>第127条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受ける<u>ことを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</u></p> <p>一 <u>相談用資料作成</u> 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</p> <p>二 <u>申請図書作成</u> 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの</p> <p>(相談用資料の作成方法)</p> <p>第132条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載する<u>ものとし、以下の事項について作成する</u>ものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</p> <p>一 <u>事業認定申請書（案）</u></p> <p>二 <u>事業計画書</u></p> <p>三 <u>関連事業に関する協議書（案）</u></p> <p>四 <u>法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）</u></p> <p>五 <u>法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）</u></p> <p>六 <u>免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）</u></p> <p>七 <u>その他必要な書面等</u></p> <p>(相談用資料の添付図面の作成方法)</p> <p>第133条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第131条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。</u></p> <p>一 <u>起業地表示図</u></p> <p>二 <u>法第4条地表示図</u></p> <p>三 <u>関連事業表示図</u></p> <p>四 <u>法第4条地管理者意見照会添付図</u></p> <p>五 <u>起業地計画図等</u></p> <p>六 <u>法令制限地表示図</u></p> <p>七 <u>許認可等土地表示図</u></p> <p>八 <u>参考資料として必要な図面</u></p> <p>九 <u>その他必要と認められる図面</u></p> <p>(申請図書の作成)</p> <p>第134条 <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</u></p>	<p>第13章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書の作成)</p> <p>第127条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、<u>法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。</u></p> <p>(事前相談用資料の作成方法)</p> <p>第132条 <u>事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。</u></p> <p>(事前相談用資料の提出)</p> <p>第133条 <u>受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。</u></p> <p>(本申請図書の作成)</p> <p>第134条 <u>事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。</u></p>	<p>「第13章 事業認定申請図書等の作成」の構成・表現の修正・追加</p>

改 正	現 行	備 考
<p>(裁決申請図書の作成方法)</p> <p>第137条 裁決申請図書の作成は、<u>法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、</u>監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</p> <p>一 <u>裁決申請書（案）</u></p> <p>二 <u>事業計画書</u></p> <p>三 <u>法第40条第1項第2号関係書類</u></p> <p>四 <u>規則第17条第2号イに定める書面</u></p> <p>五 <u>規則第17条第3号に定める書面</u></p> <p>六 <u>法第36条に定める土地調書（案）</u></p> <p>七 <u>起業地の位置を表示する図面</u></p> <p>八 <u>起業地及び事業計画を表示する図面</u></p> <p>九 <u>土地調書に添付する実測平面図</u></p> <p>十 <u>その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第140条 明渡裁決申立図書の作成は、<u>法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、</u>監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</p> <p>一 <u>明渡裁決申立書（案）</u></p> <p>二 <u>法第47条の3第1項第1号関係書類</u></p> <p>三 <u>規則第17条の6第1号に定める書面</u></p> <p>四 <u>規則第17条の6第2号に定める書面</u></p> <p>五 <u>法第36条に定める土地調書（案）</u></p> <p>六 <u>物件調書に添付する図面</u></p> <p>七 <u>その他必要と認められる書面及び図面</u></p>	<p>(裁決申請図書の作成方法)</p> <p>第137条 裁決申請図書は、<u>法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、</u>監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第140条 明渡裁決申立図書は、<u>法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、</u>監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。</p>	

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p>	

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。<u>なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。</u></p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に業務実績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第 111 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、</u>受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、<u>書面により監督員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、<u>は発注者に提出</u>しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>実態に合わせ記載内容の見直し。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 <u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>	<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>貸与資料は、業務着手時に貸与する旨追記。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 802 条 業務内容</p> <p>1. 計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。</p> <p>2. 現地踏査 測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。</p> <p>3. 資料検討 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。</p> <p>4. 測線設定 測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。</p> <p>5. 観測 起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。</p> <p>6. 解析 観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。</p> <p><u>7. 照査</u> <u>計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</u></p> <p><u>8. 報告書作成</u> 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>第 802 条 業務内容</p> <p>1. 計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。</p> <p>2. 現地踏査 測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。</p> <p>3. 資料検討 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。</p> <p>4. 測線設定 測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。</p> <p>5. 観測 起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。</p> <p>6. 解析 観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。</p> <p><u>7. 報告書作成</u> 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>弾性波探査の業務内容について照査の追加。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p data-bbox="460 861 979 924">設計業務等共通仕様書</p>	<p data-bbox="1617 861 2136 924">設計業務等共通仕様書</p>	

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。<u>なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。</u></p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に業務実績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>3. 契約時又は変更時において委託料が 100 万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に</u>、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、<u>書面により監督員の確認を受けたうえで</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、<u>受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</u>なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の<u>提出</u>を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で</u>、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、<u>発注者に提出</u>しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>実態に合わせ記載内容の見直し。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1113 条 資料の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。<u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>	<p>第 1113 条 資料の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>貸与資料は、業務着手時に貸与する旨追記。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p><u>受注者は、概算工事費を算定する場合には</u>、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p>	<p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p><u>概算工事費は</u>、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p>	<p>記載内容の明確化。</p>

(R1)

改 正				現 行				備 考
主要技術基準及び参考図書 R1.11 現在				主要技術基準及び参考図書 H30.8 現在				主要技術基準及び参考図書の更新
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
〔1〕 共 通				〔1〕 共 通				
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H31.3	11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H30.3	
12	地盤調査の方法と解説 (2分冊)	地盤工学会	H25.3	12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H29.3	
20	三重県CALS電子納品運用マニュアル	三重県	R 1.7	20	三重県CALS電子納品運用マニュアル	三重県	H29.4	
27	2017 年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	27	2012 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3	
31	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	31	2013 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10	
32	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	32	2012 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3	
40	2016 年制定 トンネル標準示方書 〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	40	2016 年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H28.8	
41	2016 年制定 トンネル標準示方書 〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	41	2016 年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会	H28.8	
42	2016 年制定 トンネル標準示方書 〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	42	2016 年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H28.8	
86	土木工事数量算出要領 (案)	国土交通省	H31.3	86	土木工事数量算出要領 (案)	国土交通省	H30	
87	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国土交通省	H31.3	87	土木工事数量算出要領 数量集計表様式 (案)	国土交通省	H30	
106	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3	(新規)				
107	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土木研究所 (編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4					
108	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所 (編集)	H17.12					
109	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21.10					
110	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6					
111	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6					
112	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1					

(R1)

改 正				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
[2]河川・海岸・砂防・ダム関係				[2]河川・海岸・砂防・ダム関係				
2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	<u>H30.3</u>	2	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	<u>H26.4</u>	
69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	<u>H30.5</u>	69	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	<u>H30.3</u>	
70	数字でみる港湾 2018	日本港湾協会	<u>H30.7</u>	70	数字でみる港湾 2017	日本港湾協会	<u>H29.7</u>	
71	削除			71	<u>港湾調査指針 (改訂)</u>	日本港湾協会	<u>S62.6</u>	

(R1)

改 正				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
[3]道路関係				[3]道路関係				
59	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12	59	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4	
削除				76	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11	
76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	77	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	
～	番号振替			～	番号振替			
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3	94	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	
～	番号振替			～	番号振替			
101	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H31.3	102	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	
～	番号振替			～	番号振替			
107	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	108	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	
108	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3		(追加)			
136	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	136	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H26.6	
137	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30.6		(追加)			
138	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3	137	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H28.12	
139	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3					
140	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3					
141	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9					
142	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H28.12					

(R1)

改 正				現 行				備 考
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
[4]電気・機械・設備等				[4]電気・機械・設備等				
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	2	解説 電気設備の技術基準 <u>最終改正</u>	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成 <u>31</u> 年版	国土交通省	<u>H30.3</u>	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成 <u>29</u> 年版	国土交通省	<u>H29.3</u>	
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 <u>30</u> 年版	建設電気技術協会	<u>H30.9</u>	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 <u>25</u> 年版	建設電気技術協会	<u>H25.11</u>	
6	建築設備設計基準 平成 <u>30</u> 年版	国土交通省	<u>H30.3</u>	6	建築設備設計基準 平成 <u>27</u> 年版	国土交通省	<u>H27.3</u>	
削除				<u>7</u>	公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成 28 年版	国土交通省	<u>H28.3</u>	
<u>7</u>	<u>公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成 31 年版</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H31.3</u>		(追加)			
<u>8</u>	<u>公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成 31 年版</u>	<u>国土交通省</u>	<u>H31.3</u>		(追加)			
<u>9</u>	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成 <u>31</u> 年版	国土交通省	<u>H31.3</u>	<u>8</u>	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成 <u>28</u> 年版	国土交通省	<u>H28.6</u>	
<u>10</u>	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成 <u>31</u> 年版	国土交通省	<u>H31.3</u>	<u>9</u>	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成 <u>28</u> 年版	国土交通省	<u>H28.3</u>	

(R1)

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>第 3236 条 成果物</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.2 成果物一覧表 (詳細設計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計種別</th> <th>設計項目</th> <th>成果物項目</th> <th>縮尺</th> <th>堤防、護岸</th> <th>胸壁</th> <th>突堤</th> <th>離岸堤</th> <th>借堤・人工リーフ</th> <th>消波堤</th> <th>津波防波堤</th> <th>砂浜</th> <th>付帯設備</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">詳細設計</td> <td rowspan="11">設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2500~:50000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~1:1000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準断面図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>V=1:50~1:100 H=1:200~:1000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1:50~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体構造詳細図</td> <td>1:20~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工詳細図</td> <td>1:20~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付帯工詳細図</td> <td>1:20~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1:50~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土工図</td> <td>1:100~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設構造物詳細図</td> <td>1:50~1:500</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計報告書</td> <td>基本事項検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>基本諸元の決定・整理</td> </tr> <tr> <td>構造検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>本体工、基礎工</td> </tr> <tr> <td>景観検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>基本条件、詳細デザイン</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>施工計画、仮設計画</td> </tr> <tr> <td>ベース</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>A-3 版の着色</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	借堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	概要	詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○			○		○			配筋図	1:50~1:200	○	○	○			○		○			土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○		設計報告書	基本事項検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理	構造検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工	景観検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン	施工計画書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画	ベース		—		○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色	<p>第 3236 条 成果物</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.2 成果物一覧表 (詳細設計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計種別</th> <th>設計項目</th> <th>成果物項目</th> <th>縮尺</th> <th>堤防、護岸</th> <th>胸壁</th> <th>突堤</th> <th>離岸堤</th> <th>借堤・人工リーフ</th> <th>消波堤</th> <th>津波防波堤</th> <th>砂浜</th> <th>付帯設備</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">詳細設計</td> <td rowspan="11">設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2500~:50000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~1:1000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準断面図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>V=1:50~1:100 H=1:200~:1000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1:50~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体構造詳細図</td> <td>1:20~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工詳細図</td> <td>1:20~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付帯工詳細図</td> <td>1:20~1:100</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1:50~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土工図</td> <td>1:100~1:200</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設構造物詳細図</td> <td>1:50~1:500</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計報告書</td> <td>基本事項検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>基本諸元の決定・整理</td> </tr> <tr> <td>構造検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>本体工、基礎工</td> </tr> <tr> <td>景観検討書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>基本条件、詳細デザイン</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>施工計画、仮設計画</td> </tr> <tr> <td>ベース</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>A-3 版の着色</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	借堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	概要	詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○			○		○			配筋図	1:50~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○		設計報告書	基本事項検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理	構造検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工	景観検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン	施工計画書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画	ベース		—		○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色	<p>成果物一覧表の修正</p>
設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	借堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○			○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○			○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	設計報告書	基本事項検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
構造検討書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
景観検討書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施工計画書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ベース		—		○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	借堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		本体構造詳細図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		基礎工詳細図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		付帯工詳細図	1:20~1:100	○	○	○			○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		仮設構造物詳細図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	設計報告書	基本事項検討書	—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
構造検討書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
景観検討書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件、詳細デザイン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施工計画書		—		○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画、仮設計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ベース		—		○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

(R1)

改 正	現 行	備 考
第6編 道路編	第6編 道路編	
<p>第 6203 条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の<u>実態</u>を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測 受注者は、<u>設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第 6203 条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量<u>特性</u>を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、<u>監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。</u></p>	<p>記載内容の明確化。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、<u>基礎工及び上下部接続部</u>について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工<u>あるいは基礎工</u>について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p>記載内容の明確化。</p>

(R1)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 編 港湾・漁港編</p> <p>第 1 章 港湾・漁港等設計業務等の総則 第 1 節 一般事項</p> <p>第 8102 条 港湾局仕様書</p> <p>1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 31 年 3 月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 編 港湾・漁港編</p> <p>第 1 章 港湾・漁港等設計業務等の総則 第 1 節 一般事項</p> <p>第 8102 条 港湾局仕様書</p> <p>1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 29 年 3 月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。</p>	<p>港湾局仕様書の年版更新</p>

改 正	現 行	備 考
<p>三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準</p>	<p>三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>5 三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準</p> <p>業務種別 測量業者 測量業務 業務種別 建設コンサルタント 土木設計業務 省略（変更なし）</p> <p>業務種別 補償コンサルタント 用地調査等</p> <p>【資格者認定基準】</p> <p>① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者</p> <p>② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士</p> <p>③ <u>物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</u></p> <p>④ その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者</p> <p>(2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験</p> <p>(3) <u>各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者</u></p> <p>ア <u>土地調査部門（測量と併せて発注する場合）</u> 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>イ <u>土地評価部門 不動産鑑定士</u></p> <p>ウ <u>物件部門</u></p> <p>(ア) <u>木造建物調査及び木造特殊建物調査</u> 1級、2級及び木造建築士</p> <p>(イ) <u>非木造建物調査又は移転工法及び予備調査</u> 1級建築士</p> <p>(ウ) <u>簡易な工作物及び立竹木調査（用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。）</u> 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p><u>※下線部の③及び④(3)が、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは従前の規定である下線部も有効とします。</u></p>	<p>5 三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準</p> <p>業務種別 測量業者 測量業務 業務種別 建設コンサルタント 土木設計業務 省略（変更なし）</p> <p>業務種別 補償コンサルタント 用地調査等</p> <p>【資格者認定基準】</p> <p>① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者</p> <p>② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士</p> <p>③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</p> <p>④ その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者</p> <p>(2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験</p> <p>(3) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者</p> <p>ア 土地調査部門（測量と併せて発注する場合） 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>イ 土地評価部門 不動産鑑定士</p> <p>ウ 物件部門</p> <p>(ア) 木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士</p> <p>(イ) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士</p> <p>(ウ) 簡易な工作物及び立竹木調査（用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。） 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p>	<p>「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」令和元年10月1日一部改正に伴う。</p>

改 正	現 行	備 考
<p>業務種別 地質調査業者 地質調査業務 以降 省略（変更なし）</p> <p>別表 2</p> <p>登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者） 省略（変更なし）</p> <p>※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。</p> <p>2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等④(3)ア及びウ（ウ）の重複のみ例外とする。 <u>注：下線部は、令和元年10月1日の改正で廃止となります。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは有効とします。</u></p> <p>3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年 1 回届けなければならない。</p> <p>4. 上記の登録に関し変更が生じた場合には、2 週間以内に届けなければならない。</p> <p>附則 この認定基準は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附則 この認定基準は令和元年 1 0 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>業務種別 地質調査業者 地質調査業務 以降 省略（変更なし）</p> <p>別表 2</p> <p>登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者） 省略（変更なし）</p> <p>※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。</p> <p>2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等④(3)ア及びウ（ウ）の重複のみ例外とする。</p> <p>3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年 1 回届けなければならない。</p> <p>4. 上記の登録に関し変更が生じた場合には、2 週間以内に届けなければならない。</p> <p>附則 この認定基準は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	